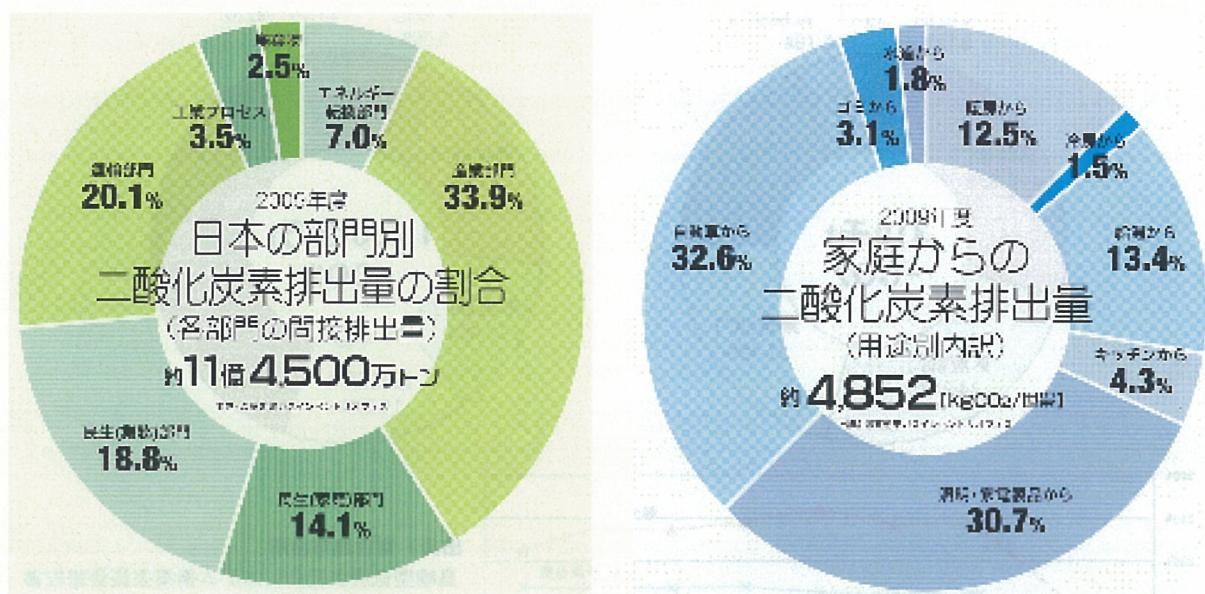


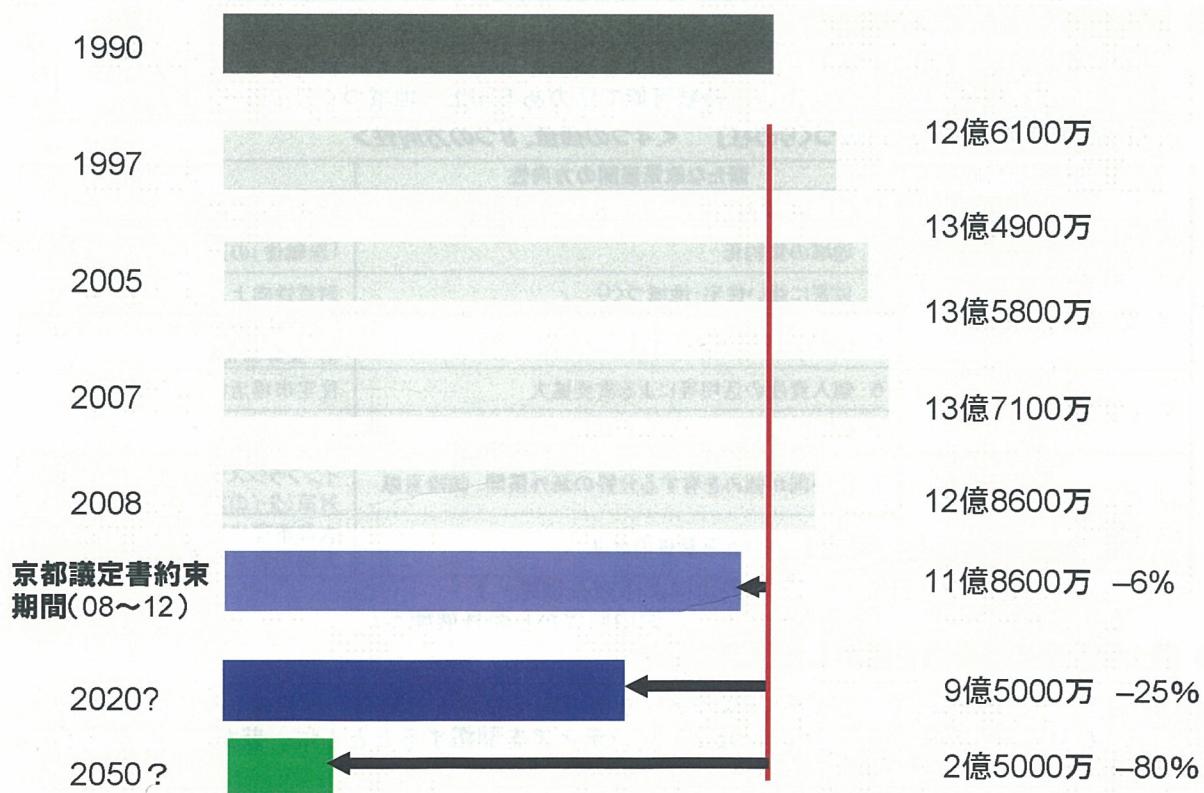
# 日本の部門別CO<sub>2</sub>排出量と家庭からの用途別CO<sub>2</sub>排出量



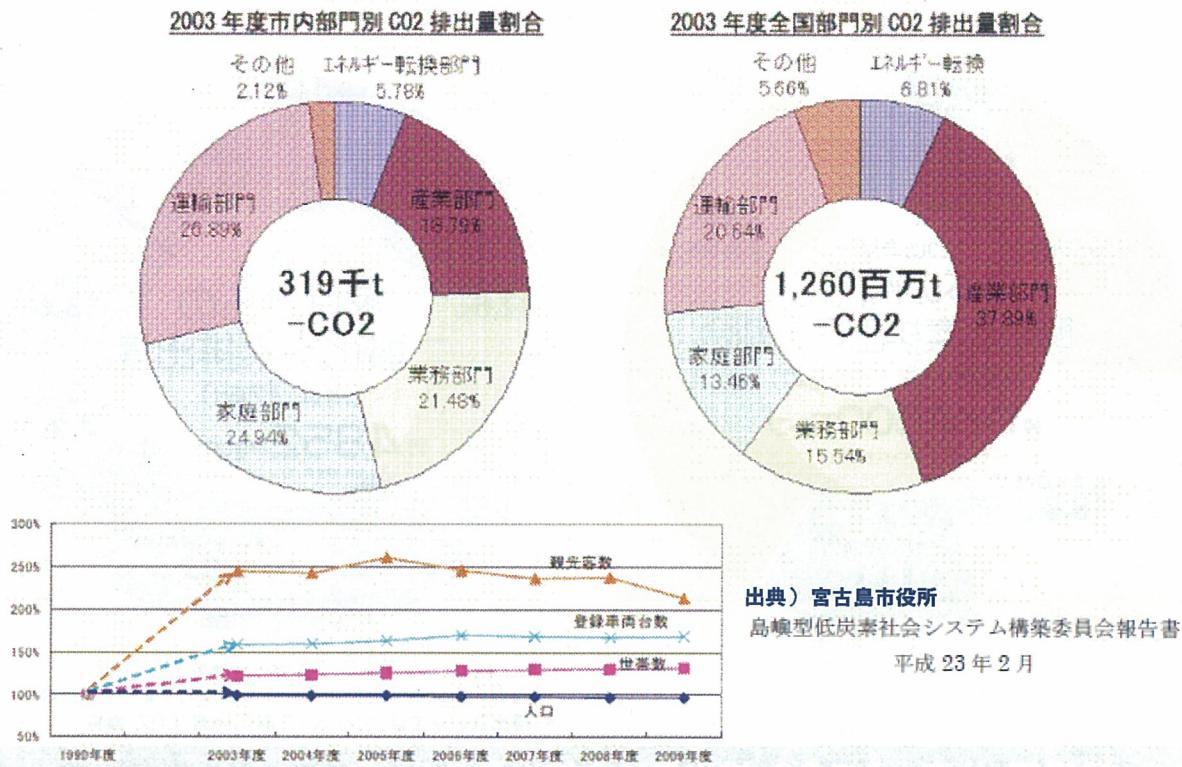
出典) EDMC／エネルギー・経済統計要覧2011年版  
 ＊ 国別排出量比は世界全体の排出量に対する比で単位は[%]  
 ＊ 排出量の単位は[トン/人-二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)換算]

→一般建築・住宅からのCO<sub>2</sub>排出量は全排出量の1/3  
 →住宅からのCO<sub>2</sub>排出量は、車>家電>給湯=暖冷房

## 日本の温室効果ガス排出量と目標 (CO<sub>2</sub>ton換算)



# 宮古島市と全国の部門別CO<sub>2</sub>排出量比較 2003



全国に比べて、家庭・業務・運輸の比率が高い →これらの総合的対策が必要

## 「持続可能で活力ある国土・地域づくり」の推進について



### ○ 国土交通省としての基本方針

人口減少、少子高齢化、財政制約に加え、震災を契機としたエネルギー制約等の課題を克服し、我が国の明るい未来を築くためには、持続可能で活力ある国土・地域づくりの推進が不可欠。

#### 【持続可能で活力ある国土・地域づくりの柱】 <4つの価値、8つの方向性>

実現すべき価値	新たな政策展開の方向性	具体例
I 持続可能な社会の実現	1 低炭素・循環型システムの構築	ゼロエネ・蓄エネ、自然共生
	2 地域の集約化	「医療住」の近接
II 安全と安心の確保	3 災害に強い住宅・地域づくり	耐震性向上、危機管理体制
	4 社会資本の的確な維持管理・更新	ライフサイクルマネジメント(重点化・長寿命化)
III 経済活性化	5 個人資産の活用等による需要拡大	住宅市場活性化、観光振興
	6 公的部門への民間の資金・知見の取込み	PPP／PFI
IV 国際競争力と国際プレゼンスの強化	7 我が国が強みを有する分野の海外展開、国際貢献	インフラシステム輸出、総合防災対策(タイの洪水への対応等)
	8 国際競争の基盤整備の促進	大都市環状道路、国際戦略港湾、大都市拠点空港

#### 【危機の中の危機を契機とした「逆転の発想による成長戦略】

「拡大から集約へ」、「官から民へ」、「国内前提から海外展開へ」

### ○ 国土交通省の総合力を活かした施策の推進

・陸海空にわたる所掌範囲の広がりと現場力を有する国土交通省の総合力を發揮し、関係省庁、民間と連携して、日本再生に向けた新たなフロンティアを開拓するとともに、新たな成長・国際貢献のモデルとなるプロジェクトを推進

# 「都市の低炭素化の促進に関する法律」案

国交省・環境省・経産省共管  
平成24年2月28日閣議決定

## 背景

- 東日本大震災を契機とするエネルギー需給の変化や国民のエネルギー・地球温暖化に関する意識の高揚等を踏まえ、市街化区域等における民間投資の促進を通じて、都市・交通の低炭素化・エネルギー利用の合理化などの成功事例を蓄積し、その普及を図るとともに、住宅市場・地域経済の活性化を図ることが重要

### ● 低炭素まちづくり計画の策定（市町村）

※ 協議・調整を行う低炭素まちづくり協議会（地方公共団体、民間事業者等）を設置可能

#### 都市機能の集約化

- 病院・福祉施設、共同住宅等の集約整備
  - △民間事業の認定制度の創設
- 民間等による集約駐車施設の整備
  - △建築物の新築等時の駐車施設附置義務の特例
- 歩いて暮らせるまちづくり
  - （歩道・自転車道の整備、パリアフリー化等）

#### 公共交通機関の利用促進等

- バス路線やルート等の整備、共同輸配送の実施
  - △バス・鉄道等の各事業法の手続特例
- 自動車に関するCO<sub>2</sub>の排出抑制



# 「都市の低炭素化の促進に関する法律」案

国交省・環境省・経産省共管  
平成24年2月28日閣議決定

## 都市機能の集約化

### 集約都市開発事業の認定制度

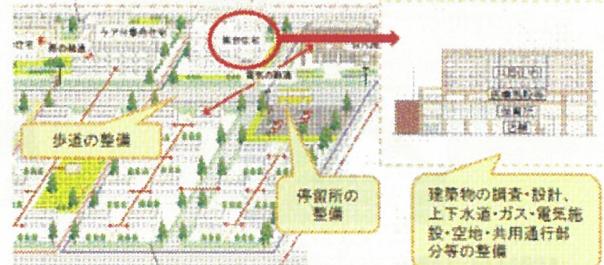
#### 市町村長の認定

#### 〔基準〕

- ・低炭素建築物の認定基準
- ・交通流の減少
- ・敷地の緑化 等

#### 民間事業者

#### 社会资本整備総合交付金で支援（国費率：1/3等）



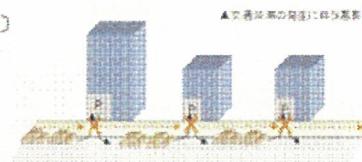
## 駐車場法の特例

- 一定規模以上の建築物の新築・増築等をする際の駐車施設の設置

#### 駐車場法（現行）

- 条例に基づき当該建築物の敷地内に駐車施設を設置

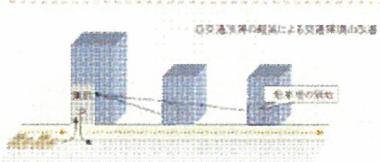
#### 〔イメージ〕



#### 駐車場法の特例

以下の3パターンの条例が制定可能に

- ① 集約駐車施設内に設置させる
- ② 建築物の敷地内に設置させる（現行）
- ③ ①か②のどちらかに設置させる

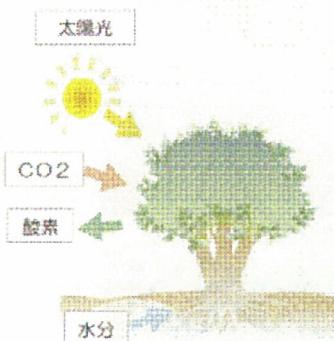


# 「都市の低炭素化の促進に関する法律」案

国交省・環境省・経産省共管  
平成24年2月28日閣議決定

## 緑地の保全及び緑化の推進に関する特例

○緑は、CO<sub>2</sub>の唯一の吸収源



緑地の管理等を担う  
身近な団体の確保

都道府県知事に限られている緑地管理  
機構の指定権者に市町村長を追加



※緑地管理機構：

NPO法人や一般財団法人等が、都道府県知事  
から緑地管理機構として指定を受け、緑地の保  
全や緑化の推進を行う制度

公益財団法人東京都公園協会、発電法人  
せたがやトラストまちづくり等計5団体  
が指定（平成23年1月末現在）

樹林地等の所有者の管理負担を軽減

低炭素まちづくり計画の計画区域内の  
樹林地等を管理協定制度の対象に追加



※管理協定：

地方公共団体又は緑地管理機構が、土地所有者  
等と協定を結び所有者に代わって緑地の管理を行  
う制度

現行管理協定制度は、特別緑地保全地区  
等内の緑地に限定

# 「都市の低炭素化の促進に関する法律」案

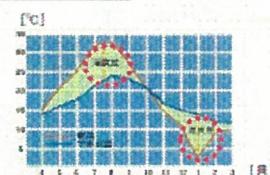
国交省・環境省・経産省共管  
平成24年2月28日閣議決定

## 未利用エネルギーの利用の促進等

### 下水道法の特例

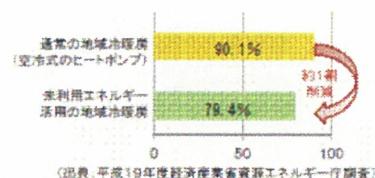
### 下水熱のボテンシャル

・大気に比べ冬は暖かく、夏は冷たい  
・都市内に安定的かつ豊富に存在

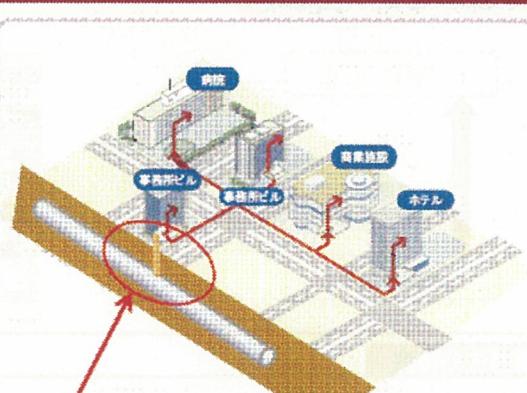


・未利用エネルギーを活用した地域冷暖房にすると、  
通常の地域冷暖房に比べ約1割の省CO<sub>2</sub>省エネ効果

図 エネルギー使用量(建物別冷暖房 = 100)

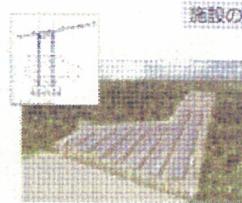


(出典：平成19年度経済産業省資源エネルギー庁調査)



下水熱を利用するため、民間事業者が許  
可を受け、下水道の排水施設に接続設備  
を設け、下水を取水することが可能に

施設の例



### 都市公園・港湾における占用許可の特例

#### 計画の策定・公表

※太陽光パネル等の設置について、あらかじめ  
・市町村が民間事業者と協議  
・市町村が管理者の同意を得る

※2年内に  
占用許可申請

技術的基準に適合する限り、  
占用の許可を義務づけ

都心公園の駐車場の屋上に太陽光パネルを設置